

第1回企業取引研究会 議事要旨

【日時】

令和7年7月30日（水）16：00～18：00（現地とオンラインのハイブリッド会議）

【出席】

- 委員出席者：神田座長、海内委員、魚住委員、及川委員、岡室委員、加藤委員、
加毛委員、郷野委員、鈴木委員、高岡委員、滝澤委員、多田委員
中島委員、仁平委員、原委員、松田委員、若林委員、渡辺委員、
渡邊委員
- 事務局：公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課
中小企業庁 事業環境部 取引課
- オブザーバー：金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

①改正法の成立及び施行に向けた準備状況について

- ・取適法の周知徹底が重要。大企業には改正に対する意識が広がっているが、中小企業にはまだ十分に浸透していない印象。地域の中小企業まで情報が届かなければいけない。全国各地で説明会や業界団体を通じた広報活動をしっかり行っていただきたい
- ・改正振興法には、サプライチェーンの取引段階の深い層から強い要望が寄せられており、大きな期待を持っている。都道府県の責務規定の新設と、多段階の事業者が連携した取組支援が可能になったことも踏まえ、全国に波及する形で取引適正化を進めていただきたい。
- ・今回の下請法・振興法改正は実務に大きな影響を与えており、取引先との契約見直しや取引形態の変化の兆しを日々感じている。例えば物品の保管コスト、特に金型保管は、従来曖昧だった費用が可視化・明確化されつつある。保管等についてもコストが発生するという認識が取引の場で共有されることは重要であり、コスト意識が高まれば、企業はそれも踏まえ行動できるため、今後も推進すべきと考えている。

②本研究会の論点全般

- ・今回の研究会は優越的地位の濫用の在り方の検討が大きな論点である。簡易迅速に適用できる取適法に比べ、独占禁止法の優越的地位の濫用規制は手続が重いため、解釈の明確化等も含め、執行面における工夫の検討も必要である。
- ・取適法の説明に加え、今回の議論の対象についても中小企業へ周知・啓発をお願いしたい。特に優越的地位の濫用規制は、中小規模の事業者間取引にも影響を及ぼす可能性がある。独占禁止法は中小企業には馴染みが薄い面があるため、新たな解釈や運用が示され取引行動の変容を迫る場合には、十分な周知とリードタイムが不可欠であることに留意すべきである。

③サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備

- ・今回の研究会の論点となっているサプライチェーン全体の取引適正化は極めて重要である。そのためには取適法対象外取引への対応が重要である。製造業では完成品メーカーが生産量を決め、その需要が下流に波及するため、完成品メーカー側が取引慣行を改めなければ、中間層は対応できない。中間層の企業がイノベーションの成果を取引価格に反映で

きなければ、長期的にそうした企業は退場し、効率的で革新的な企業がサプライチェーンに入ってなくなるおそれもある。

- ・取引段階が深くなるほど価格転嫁の状況は芳しくないという点について、利幅の薄い中小企業が価格転嫁の恩恵を受けられず、結果として自らも価格転嫁できない構図があると思われる。
- ・サプライチェーンの最下層の材料コスト変動が全体に波及する場合、上層へと価格転嫁を進めていくことになるが、どこかで転嫁が止まると全体で転嫁が目詰まりしてしまう。取適法で一部を改善しても、適用範囲外に転嫁ができない取引が残れば効果は限定的となるため、さらに範囲を広げるか、別の仕組みが必要である。
- ・まずはコスト分を確実に転嫁できるようにすることが最低限必要である。コスト転嫁が十分に行われた後に、取引段階によって異なる利益率である状況を改善する必要があるかを検討すべき。特殊な技術を持つ場合や、リスクを負ってブランドを立ち上げる場合など、より高い利益率を得る正当な理由がある場合は不公平ではないため、実態がどうなっているかを確認する必要がある。
- ・適正な価格転嫁を促進する本来の目的に照らし、自由な競争原理と経営判断を損なわないよう、柔軟な運用が必要である。企業は法的義務を履行するだけでなく、パートナーシップ構築宣言等を通じて取引適正化を進めている。こうした取組を正當に評価し、後押しする制度運用が重要である。
- ・材料費やエネルギー費は価格転嫁が進んでいる傾向はあるが、労務費の転嫁は進んでいないのが実態である。本研究会でも昨年度に続き、労務費転嫁についても議論していただきたい。
- ・不透明な取引や商慣習を見直し、消費者からも信頼される企業風土の構築を目指してほしい。企業間の取引及び価格転嫁の先には消費者がいる。本研究会を通して、消費者の不利益につながらないよう議論を進めていただきたい。

④ サプライチェーン全体での支払条件の適正化

- ・事業者が安心して支払条件短縮に取り組める環境を整備するため、例えば、サプライチェーン全体で 60 日以内に代金の満額を受領・支払うことが当たり前となる商慣行を定着させる方法を議論したい。
- ・サプライチェーン全体で取引適正化する方向性は望ましいが、取適法の適用範囲は限定的であり、一部の事業者のみに負担が偏るといったゆがみが生じるおそれがある。また、サプライチェーン全体で価格転嫁を進めれば、最終的に消費者が全て負担することになる可能性もあり、適正なラインの見極めが難しい。
- ・これまでの議論や今回の研究会が推進しようとする長い支払サイトを短縮するという方向性は、取引のあり方の大きな転換をもたらすものである。他方、支払サイト短縮が取引価格にどのような影響を与えるのかについては、十分に留意して議論すべき。
- ・取適法で現金受領までの期間が 60 日以内とされ、約束手形が禁止された点は評価する。今後は手形・ファクタリングなどの手段に加え、支払確定までのプロセス簡素化・電子化を進め、迅速な支払いにつなげる必要がある。取引が多重構造の場合、金額確定が遅れ支払いが期限間際になるとの指摘もあり、支払手段だけでなくプロセス全体の適正化を検討すべき。
- ・約束手形の廃止もサプライチェーンの川上から順に全体で進める必要がある。今回の法改正が第一歩なら、次の一步はどの取引先とも適正取引を行うことをサプライチェーン全体に広げることが課題である。
- ・政府として「手形廃止」という目標が掲げられているが、取適法対象外の取引では、いまだに 90 日、120 日の手形を受け取ることも多い。サイトを短縮できない企業が多い限り、手形をなくしても資金が回らなくなるおそれがある。手形廃止を進めるためには、本当に困っている企業への資金繰り支援など救済策も必要である。これがなければサプライチェ

ーン全体の是正は難しい。

⑤物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応

- ・物流の商慣習の問題は着荷主に起因するケースが多い。着荷主による一方的な納品日時・場所の変更や契約にない荷役により、運送事業者が不当に不利益を被る取引は是正しなければならない。荷主や元請運送事業者の責務等を周知し、実効性のある施策を検討すべき。
- ・優越的地位の濫用規制を適用するには「取引の相手方」という要件があるため、直接の取引関係にない実運送事業者と着荷主の間の問題について、法理との整合をどう図るかが今後の検討課題になるのではないか。
- ・契約関係は、発荷主と元請運送事業者との間にあり、実運送事業者と着荷主の間には契約関係がない。しかし着荷主側にも契約関係を及ぼす必要があるのではないかという点は、私法上古くから議論されている。判例でも一定の場合に発荷主と元請運送事業者との契約条項が着荷主にも効力を及ぼすことが認められている。その際、判例が重視するのは着荷主・発荷主間の関係で、ここが契約の効力を考える上で重要なポイントである。
- ・グローバルな取引をしていると、発荷主と着荷主との間の契約で全て規定されており、着荷主はこれに違反して運送事業者に指示することはできないようになっている。国内取引においてそのような枠組みを阻害するものは何かを明確にする必要がある。
- ・物流については、物流効率化法が本年4月から施行され、本年6月には貨物自動車運送事業法改正法が成立しており、この点も議論の前に簡潔に伺いたい。実態を把握し、国土交通省等省庁横断の対応が必要である。

⑥知的財産取引適正化について

- ・新しいネット関連ビジネスや、日本が優位とされるコンテンツビジネスの創出に資するような議論を展開していただきたい。
- ・知財・ノウハウの不当な取扱いには実態把握と適切な対応が必要であり、中小企業の知財管理体制強化といったキャパシティ・ビルディングも重要である。

(文責：企業取引研究会事務局 速報のため事後修正の可能性あり。)